小笠原管内排出油等防除協議会会則

平成16年1月28日

(平成26年1月17日最終改正)

(目的)

第1条 この協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号。以下「海防法」という。)第43条の6第1項の規定に基づく協議会として、東京都小笠原諸島周辺海域において、大量の油又は有害液体物質(以下「排出油等」という。)が排出、又は排出のおそれがある場合の防除活動について必要な事項を協議し、且つその実施を推進することを目的とする。

(会の名称)

第2条 会の名称を「小笠原管内排出油等防除協議会」(以下「協議会」という。)とする。

(主な活動海域)

第3条 協議会の主な活動海域は、東京都小笠原村聟島列島、父島列島、及び 母島列島の沿岸海域とする(以下「小笠原管内」という。)。

(協議会の業務)

- 第4条 協議会は次の業務を行う。
 - (1) 排出油等の防除に関する自主基準(防除活動マニュアル)を作成し、防除活動マニュアルには、
 - イ 連絡系統
 - ロー人員、船艇、防除資機材等の動員計画
 - ハ 出動船艇相互間の通信方法
 - 二 回収した排出油等の一時保管場所 等を定めるものとする。
 - (2) 排出油等の防除に関する技術の調査及び研究
 - (3) 排出油等の防除に関する教育及び共同訓練の実施
 - (4) その他排出油等の防除に関する重要事項の協議
 - (5) 各機関が行う防除活動の調整

(組 織)

- 第 5 条 協議会の会員は、会員名簿に掲げる排出油等の防除に関係する行政機関、地方公共団体、関係団体、民間事業所等の各機関の長又はその指名する職員とする。
 - 2 協議会に次の役員を置くものとする。

会 長 1名

副会長 1名

幹 事 2名

- 3 会長は小笠原海上保安署長をもって充て、会務を総理する。
- 4 副会長は、会員の互選とし、会長を補佐するものとする。
- 5 幹事は会員の推薦により選出し、総会で承認する。

(役員の任期)

- 第6条 役員(会長を除く。)の任期は1年とし、再任を妨げない。
 - 2 役員の任期中に異動があった場合は、後任者が残任期を引継ぐものとする。

(総 会)

- 第7条 総会は、定例総会及び臨時総会とし、会員の過半数の出席がなければ、 議決することができない。
 - 2 定例総会は年1回、臨時総会は会長が必要と認める場合に開催するものとし総会の招集は会長が行う。

但し、会長は定例総会を開催するにあたり付議事項等がないときは会員に対し通知し会員の承諾を得た場合、定例総会を開催しない事ができる。

3 会議の議長は、会長が行い、議事は、出席者の過半数をもって決する。 可否同数のときは、会長が決するところによる。

(総会の付議事項)

第8条 総会における付議事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業報告の承認及び事業計画の審議決定
- (2) 幹事の選出、承認
- (3) 会則等の制定改廃
- (4) その他協議会の運営に必要な事項

(役員会)

- 第9条 役員会は、第5条第2項に定める役員をもって構成する。
 - 2 役員会の招集は、会長が必要に応じ行うものとする。
 - 3 会長は、会長が必要と認める役員以外の会員を役員会に出席させることができる。

(役員会の任務)

- 第10条 役員会の任務は次のとおりとする。
 - (1) 総会に付議すべき事項の検討・立案
 - (2) 総会において決議した事項の執行
 - (3) 総会の決議を要しない事項の執行
 - (4) 防除活動マニュアルに関する企画・立案
 - (5) 訓練の企画・立案及び実施
 - (6) その他協議会の目的達成のため必要な事項

(資料の提出)

- 第11条 会員は、排出油等の防除の際に必要な次の資料(4月1日現在)を 年1回会長に提出するものとする。なお、変更が生じた場合はその都 度提出するものとする。
 - (1) 情報連絡体制(連絡担当者、昼夜間の電話番号、FAX番号等)
 - (2) 排出油等防除資機材の保有状況及びその他必要事項

(排出油等防除計画に関する意見の提出)

第12条 協議会は、海防法第43条の6第2項の規定に基づき、会員の協議 により必要と認める場合は、小笠原管内に係る同法第43条の5第1 項の排出油等防除計画について、海上保安庁長官に対し意見を述べるものとする。

(会員による防除活動の実施の可否)

- 第13条 会長は、小笠原管内において大量の排出油等が排出、又は排出のお それがある場合には、会員に対し、速やかに事故等に関する情報を通 報するとともに、以下に掲げる場合は、会員による防除活動の実施の 可否を検討する。
 - (1) 当該事故の原因者等が行う防除活動のみでは海洋汚染を防止することが困難であると認められ、自衛措置を要する場合
 - (2) 原因者不明の浮流油等であって、自衛措置を要する場合
 - 2 会長は、会員による防除活動を実施する場合には、当該事故の原因者 等に対し、できる限り事前にその旨を連絡する。

(会員による防除活動の実施)

- 第14条 会員による防除活動は、原則として以下に掲げる規定に基づき実施 する。
 - (1) 会員である行政機関及び地方公共団体等は、それぞれの責務又は海防法第41条の2の規定に基づく小笠原海上保安署長等の要請により、 防除活動を実施する。
 - (2) 会員である船舶所有者、石油関係企業、電力関係企業等は、海防法 第39条第2項又は同条第4項の規定に基づき防除活動を実施する。
 - (3) 会員である漁業関係団体等は、原因者や地方公共団体等からの要請 又は自衛措置として防除活動を実施する。
 - 2 会長は、前項の規定以外であって、必要と認める場合には、会員に対し防除活動を要請することができる。

(総合調整本部等の設置)

- 第15条 会長は、小笠原管内において大量の排出油等が排出、又は排出のお それがある場合には、必要に応じて、総合調整本部等を設置する。
 - 2 総合調整本部等は、会長、副会長、幹事及び会長が必要と認める会

員により構成し、総合調整本部長は、会長が兼務する。また、必要に応じて原因者、保険機関担当者(保険査定人含む。)、その他防除活動を的確に実施するために有効であると認められる会員以外の関係者等を総合調整本部等に参加させる。

(総合調整本部等の任務)

- 第16条 総合調整本部等の任務は、次のとおりとする。
 - (1) 会員相互の情報交換
 - (2) 会員等による防除活動の調整

(経費の負担と求償)

- 第17条 協議会の総会、役員会、訓練等、通常の活動に伴い必要となる経常 的経費は、原則として各会員の自己負担とする。
 - 2 防除活動に要した経費の求償は、原則として各会員が原因者等に請求するものとし、協議会はその支援及び調整を図る。

(災害の補償)

第18条 会員機関に所属する者が防除活動のため災害(負傷、疾病、傷害又は死亡をいう。)を受けた場合における補償については、法令に定める場合を除き、当該被災した者の所属会員機関が行うものとする。

(事務局)

第19条 協議会の事務局は小笠原保安署において行う。

付 則

- この会則は、平成16年1月28日から施行する。
- この会則は、平成20年1月24日から施行する。
- この会則は、平成26年1月17日から施行する。